

第六十六條の五各号列記以外の部分中「准士」の称号を有すること」を「短期大学士の学位を有すること」に改め、同条第一号中「学校教育法第六十九條の二第七項に定める准士士の称号」を「短期大学士の学位」に改める。

第六十六條の八第一項中「准士士の称号を有すること」を「短期大学士の学位を有すること」に、「学校教育法第六十九條の二第七項に定める准士士の称号」を「短期大学士の学位」に改める。

附則第二十三項中「学校教育法第六十九條の二第七項に定める准士士の称号」を「短期大学士の学位」に改める。

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

○文部科学省令第四十一号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三條の規定に基づき、高等専門学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

高等専門学校設置基準の一部を改正する省令

- 一 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第十七條第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。
4 前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、六十単位を超えないものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第四十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六條、第五十七條第二項、第六十七條第一項及び第八十二條の三第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第六十九條中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
第六十九條の五中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 第六十九條第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者
第七十條第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
第七十七條の五中「第六十九條第一号から第四号までの各号の一」を「第六十九條第一号、第二号、第四号若しくは第五号」に改め、同条第一号中「三年」を「三年以上」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十九條、第六十九條の五及び第七十七條の五の改正規定並びに附則第二項の規定は、平成十七年十二月一日から施行する。
（高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正）
高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。
第十條第五項中「第六十九條の五第五号」を「第六十九條の五第六号」に改める。

○文部科学省令第四十三号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條第二項の規定に基づき、社会教育調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

社会教育調査規則の一部を改正する省令
社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項第二号中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。
3 管理者の別
第五條第一項第三号中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。
3 管理者の別

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第六十八号

町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、幡多郡佐賀町及び同郡大方町を廃し、その区域をもって同郡黒瀬町を設置する旨、高知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月二十日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年九月九日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六十九号
町村の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、高岡郡中土佐町及び同郡大野見村を廃し、その区域をもって同郡中土佐町を設置する旨、高知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年九月九日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第七十号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町及び同郡安岐町を廃し、その区域をもって同郡国東市を設置する旨、大分県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年九月九日
総務大臣 麻生 太郎

○衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙第三号
平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六條の二第七項第二号の規定に基づき、衆議院名簿における当該名簿記載に係る記載を抹消したので、同条第十三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年九月九日
衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長 足立 良平

届出番号	衆議院名簿届出政党等の名称	順位	氏名
5	社会民主党	5	羽熊 直行

名簿における記載を抹消された者